

堺住推第 951 号
令和 8 年 7 月 3 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺 市 建 築 都 市 局
住 宅 部 長

堺市空家等管理活用支援法人について（周知）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

本市では、空き家の利活用に関する取組をより一層推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第 1 項に基づき、空家等管理活用支援法人を指定しています。

本法人は、空き家所有者等からの相談について、相談から活用（管理・売却・賃貸・解体など）までワンストップで総合的・伴走的な支援を行うものです。

空き家所有者等から空き家の利活用等についてご相談がありましたら、別添のとおり支援法人をご案内頂けますようよろしくお願い致します。

（問合せ先）堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課（担当 高野・平井）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL（072）228－8215（直通）
FAX（072）228－8034

空き家の利活用に関する施策のご案内

空き家は全国で年々増加しており、適切な管理が不可欠です。
空き家を所有している方や、将来的に住宅を相続する可能性がある方、
適切な管理や活用の支援を紹介します。



空き家所有者等のワンストップ窓口

本市では、空き家の利活用に関する取組をより一層推進するため、
空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、
空家等管理活用支援法人を指定しました。

本市が指定した次の支援法人が、**相談から活用（管理、売却・賃貸、解体など）
までワンストップで総合的・伴走的な支援**を行います。

- ◆ 空き家について誰に相談してよいかわからない方、
売却などしていくにはどう進めれば良いかわからない方など、ぜひ一度ご相談ください。
- ◆ **無料で相談**に応じます。※登記や契約等の実務に進む際には、費用が発生する場合があります。
- ◆ 身体的理由等で相談に行くことが困難な方は、**支援法人による訪問や郵送等での対応も可能**な場合がありますので、以下へご相談ください。



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会

電話相談 **072-275-5530**（平日10時～16時）



ホームページはこちら



一般社団法人

さかい空き家バンク

電話相談 **072-242-6720**（平日 9時～18時）



ホームページはこちら

空家等管理活用支援法人とは：

宅建士・弁護士・司法書士・建築士などの資格を有する専門家が所属する団体です。
各分野の専門家が連携し、空き家所有者等からの空き家の管理又はその活用に関する相談対応を行い、
伴走的な支援を行います。

空き家の利活用に関する施策のご相談・お申込み先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

☎ 電話：072-228-8215（直通） F A X：072-228-8034

電子メール：jusui@city.sakai.lg.jp 受付時間：平日（月曜～金曜）9時～17時30分

